

## 財務会計【第11回】工事契約会計

1. 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）  
原則：工事進行基準  
例外：工事完成基準
2. 売上の計上基準（2要件）
  - ① 商品の発送もしくは引渡し
  - ② 対価の受入れ（受取手形や売掛金などの資産の取得など）→例外的な処理 ※特殊商品売買
3. 新会計基準以前  
工事進行基準 or 工事完成基準 ※実務はほぼ工事完成基準  
→「企業会計原則第二・三・B」「企業会計原則【注7】」

通常、販売の確定によって収益を認識するが、工事契約においては前提として確実性が認められるため、実現主義の拡張解釈によって工事進行基準による収益認識を認めている

⇒実現主義の拡張（例外的処理）

4. 新基準が設定された背景  
工事契約に関する会計基準 第29項  
※ 四半期財務報告制度（タイムリーディスクロージャー）  
※ 会計基準のコンバージェンス
5. 基準のポイント  
第9項
  - 一定の要件を充たす請負契約には工事進行基準を採用
  - 要件を充たさないものについては工事完成基準を採用工事進行基準適用の3要件
  - (1) 工事収益総額
  - (2) 工事原価総額
  - (3) 決算日における工事進捗度

## 6. 基準設定までの変遷

- 従来は工事進行基準又は工事進行基準の選択適用
- ↓
- 選択適用では財務諸表間の比較可能性を損ねる、適時的な情報開示ができない
- ↓
- 成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用

## 7. 会計処理の根拠

## 第37項～第40項

- 財務報告の目的
  - ・ 利用者が不確実な将来の成果を予測して、企業の将来キャッシュフローの予測、ひいては企業価値の評価に役立つ財務情報を提供すること
    - 企業が資金をどのように投資し、投資に当って期待された成果に対して実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を提供すること
  - ・ 実績としての成果
    - 投資に当って事前に期待されていた成果が事実となったと認められる時点で把握（実現主義）
- 収益および費用の認識
  - ・ 投下資金が投資のリスクから解放された時点で把握
- 投資のリスク
  - ・ 投資の成果の不確実性を意味し、投資に当って期待したところの成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる
- 工事契約による事業活動
  - ・ 工事の遂行を通じて成果に結びつけることが期待されている投資
    - →事業活動を通じて、投資のリスクから解放される